

# 神栖市における有機ヒ素汚染源 調査等についてのお知らせ

発行・編集 環境省 環境リスク評価室、茨城県 環境対策課、神栖市 環境課

## 神栖市A Bトラック南西地域における飲用井戸の調査結果について

神栖市A Bトラック南西地域の地下水汚染監視区域において、新たに1か所のモニタリング孔から0.005～0.035mg/Lのジフェニルアルシン酸(DPAA)が検出されたことについて、本年3月27日に公表するとともに、前号(第70号)でお知らせしたところです。

その後、ジフェニルアルシン酸が検出されたモニタリング孔から概ね200～600メートル圏内(図参照)にあたる飲用井戸35件の調査を実施したところ、全ての飲用井戸においてジフェニルアルシン酸は不検出でしたのでお知らせします。

今回、飲用井戸の調査を行った範囲においては、本年3月27日の時点で既に井戸水の飲用等の自粛をお願いしていますが、引き続き井戸水の飲用等の自粛をお願いします。また、この範囲の地域においては、新たなモニタリング孔を設置し、地下水汚染範囲の拡大がないか監視を行うこととしておりますので、近隣の皆様のご理解とご協力をお願いします。

当お知らせにつきましては、今後、汚染源調査等に関して住民の皆様にお知らせ事項が生じましたときに、適宜配布とさせていただきます。

## お問い合わせ・御質問は下記の窓口へ御連絡下さい。

環境省環境リスク評価室	03-5521-8262	( <a href="http://www.env.go.jp">http://www.env.go.jp</a> )
茨城県環境対策課	029-301-2966	( <a href="http://www.pref.ibaraki.jp">http://www.pref.ibaraki.jp</a> )
神栖市環境課	0299-90-1146	( <a href="http://www.city.kamisu.ibaraki.jp">http://www.city.kamisu.ibaraki.jp</a> )

# 神栖市ABトラック南西地域の飲用井戸の全数調査範囲

飲用井戸の全数調査範囲

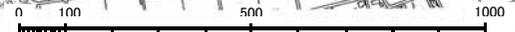
B地区

A地区

今回検出されたモニタリング孔  
円は半径200m

凡例

● モニタリング孔(M1~M44)



M38-40

